

# 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人休道福祉会

## 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることを鑑み、障がいのある利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努める。

### (1) 障害福祉基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

### (2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかしながら、以下3つの要素の全てを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合がある。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※ 身体拘束等を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要。

### (3) 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢等をひもで縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑤ 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑥ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑦ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する

## 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当法人の各施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、以下の切迫性・非代替性・

一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、家族へ説明し同意を得て行う。  
また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

### (3) サービス提供時における留意事項

身体拘束禁止を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。
- ②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努める。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応する。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束防止委員会において検討する。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的に生活して頂けるように努める。

## 3. 身体拘束等の適正化における体制

(1) 当法人では、身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するために、身体拘束適正化検討委員会を設置する。

### ① 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全員への指導

### ② 委員会の構成員

この委員会の責任者（虐待防止責任者兼務）は理事長とし、管理者、サービス管理責任者、職員代表、虐待防止マネージャー、その他委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者で構成する。

### ③ 身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会は、委員長が必要と認める場合又は委員の求めに応じて開催し、少なくとも1年に1回は開催する。

## 4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行う。

仮に3要件を満たす場合でも以下の点に留意する。

### (1) 身体拘束適正化検討委員会の実施

- ① やむを得ず身体拘束を行う時には、委員会の議題として上げて慎重に協議するものとし、拘束等による利用者の心身の損害や拘束等をしない場合のリスクについて検討する。身体拘束等を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認する。
- ② 要件を検討・確認した上で、身体拘束等を行うことを選択した場合は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録する。

(2) 利用者、家族への十分な説明

- ① 身体拘束を行う場合、これらの手続きの中で利用者や家族に対して、事前に「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」で身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得る。説明は虐待防止責任者や該当事業所の管理者もしくは準ずる者が行う。

(3) 記録と再検討

身体拘束の記録については、記録2を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告する。

(5) 行政等への相談、報告

- ① 身体拘束を行う場合、南九州市障害者虐待防止センター等の行政に相談、報告する。利用者への支援の中で様々な問題を事業所で抱え込まず、関係する機関と連携して支援について様々な視点からアドバイスや情報を得る。
- ② 行政等に報告、相談することで支援の困難な事例に取り組んで、組織的な虐待及び身体拘束防止を推進する。

## 5. 職員研修に関する基本方針

- (1) 支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束等の適正化と人権を尊重した支援について定期的な教育・研修を行う。
- (2) 実施は、年 1 回以上行う。また、新規採用時にも研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要等を記録する。

## 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者、家族等に身体拘束防止への理解と協力を得るため、事業所ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

### 附 則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

この指針は、一部改正して令和5年4月1日より施行する。